

## 奈良県訓令第三号

各部課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 政策統括官 規則第三条第三項に規定する政策統括官をいう。

第二条第二十三号中「同条第四項第四号」の下に「及び第五号」を加え、同条第二十五号中「次に掲げる職員」を「別に定めるもののほか、次に掲げる職員」に改め、同号ア中「部長」の下に「、政策統括官」を加え、「、政策統括官」を削り、同号イ中「部理事」の下に「（地域デザイン推進局理事を除く。）」を、「部次長（」の下に「知事公室次長、」を加え、「シ」を「サ」に、「サ」を「コ」に改め、「主幹」の下に「、主任調整員」を加え、同号ウ中「秘書課」を「知事公室次長（秘書担当）及び知事公室次長（政策推進担当）並びに秘書課」に改め、同号エ中「南部東部振興課の課長並びに奥大和移住・交流推進室及びうだ・アニマルパーク振興室の課長」を「知事公室次長（南部東部振興・奥大和地域活力推進担当）並びに美しい南部東部振興課の課長、うだ・アニマルパーク振興室の課の室長及び奥大和地域活力推進課の課長」に改め、同号オ中「防災統括室」を「知事公室次長（防災担当）及び知事公室次長（防災（技術）担当）並びに防災統括室」に改め、同号カ中「課長」の下に「、こども・女性局に置く参事」を加え、同号クを削り、同号サ中「地域デザイン推進局次長並びにまちづくり連携推進課の課長、県土利用政策室の課の室長、」を「地域デザイン推進局理事及び次長並びにまちづくり連携推進課、県土利用政策課及び」に改め、同号サを同号コとし、同号シを同号サとし、同号スからソまでを同号シからセまでとする。